事 務 連 絡 ( 企 画 ) 令和6年3月19日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会(公印省略)

医療機能情報提供制度の医療機関等情報支援システム(G-MIS)による報告について(ご周知)

平素は本会事業の推進にあたり、格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、日本医師会より医療機能情報提供制度の医療機関等情報支援システム(G-MIS)による報告についての周知依頼がございました。

医療機能情報提供制度については、全国統一的な情報提供システム(医療情報ネット)を構築し、住民・患者の利便性の向上を図ることとしています。あわせて、医療法第6条の3に基づき病院、診療所及び助産所に義務付けられている医療機能情報の報告について、G-MISを活用することとしています。

G-MISを活用した医療機能情報提供制度の報告については、「医療機能情報提供制度の医療機関等情報支援システム(G-MIS)による報告について(ご周知)」(令和6年1月10日付け事務連絡)にてご連絡したところでございます。令和6年3月11日時点の報告完了率は別添の通り、全国平均で病院51%、診療所48%となっております。これについて厚生労働省は、

- ・一部都道府県で病院・診療所等への報告開始の案内が遅れたこと
- ・一部の病院・診療所等についてG-MISのログインIDの発行が遅れていること
- ・一部G-MISの使用が初めてであり、操作に不慣れな病院・診療所等があること
- ・一部の病院・診療所等で報告に着手できていないこと

等の様々な要因があると認識し、厚生労働省及び都道府県でも必要な対策を講じているとのことです。 つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、ご高配賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、日本医師会の周知依頼では、従来通りの調査票に記入する形での報告も可能であることが示されておりますが、大阪府では回答をG-MISによる方法のみとしております。これについて、本会から大阪府に対し従来通りの調査票に記入する形での回答を受け付けるよう要請しております。

◆報告に関する詳細内容の問合わせ等は以下の通りです。

大阪府健康医療部 保健医療室保健医療企画課

計画推進グループ 吉武氏(電話 06-6944-6185)

一般社団法人大阪府医師会総務課企画室 TEL06-6763-7021 FAX06-6764-0267